

那覇市保健所臨床検査業務委託に係る制限付一般競争入札実施要領

令和5年2月9日 保健部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、那覇市保健所の感染症臨床検査業務の委託に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定に基づく制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）について、那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号。以下「契約規則」という。）及び那覇市会計規則（1971年那覇市規則第11号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札の対象)

第2条 一般競争入札の対象は、那覇市保健所において行う臨床検査業務の委託とする。

(入札参加資格要件)

第3条 一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格（以下「入札参加資格要件」という。）は、次のとおりとする。なお、入札参加者は、次の各号に定める資格を全て満たさなければならない。

- (1) 精度管理実績として、「CAP」（College of American Pathologists：米国臨床病理医協会）及び「ISO15189」の施設診査基準認定を受けていること。
- (2) 医療関連サービスマークの認定を受けていること。
- (3) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年4月23日法律76号）第20条の3第1項の規定に基づき、衛生検査所の登録許可を受けていること。
- (4) 過去2年間に沖縄県内の医療機関等において、検体検査業務を誠実に履行した実績を有すること。
- (5) 沖縄県本島内に営業所等の拠点を有していること。
- (6) 施行令第167条の4第1項に定める者に該当しないこと。
- (7) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあっては、入札参加停止期間を経過していること。
- (8) 入札に参加しようとする年の1月1日において引き続き2年以上同種の営業を営んでおり、かつ、入札時において引き続き営業していること。
- (9) 市町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (10) 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日3月前から落札決定日までの間に不渡り等を生じていない者であること。）
- (11) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。

- ア 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。）の関係者又は暴力団員（暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- イ 暴力団又は暴力団員の統制下にないこと。
- ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(公告)

第4条 市長は、一般競争入札に付するときは、施行令第167条の6及び契約規則第4条の規定に基づき、次に掲げる方法により公告するものとする。

- (1) 那覇市公式ホームページへの掲載
- (2) その他市長が認める方法

(入札参加資格審査申請)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、「入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書」に、次に掲げる書類のうち必要な書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。ただし、保健総務課が管理する「那覇市保健所臨床検査業務委託入札参加資格名簿」に登録されている者は、第2号から第18号までの書類の提出を省略しても構わないものとし、省略する場合にあっては入札及び契約の委任関係及び使用印鑑等について、名簿登録内容と相違がないことを了承したものとする。

- (1) 入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書
- (2) 営業年数・納入実績
- (3) 誓約書
- (4) 委任状（委任策がある法人のみ）
- (5) 使用印鑑届
- (6) 定款又は寄附行為（法人のみ）
- (7) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書：法人のみ）
- (8) 印鑑証明書
- (9) 身分証明書の写し（個人のみ）
- (10) 登記事項証明書（登記されていないことの証明：個人のみ）
- (11) 市町村税納税証明書（滞納のない証明書）
- (12) 消費税納税証明書（滞納のない証明書）
- (13) 財務諸表
- (14) 精度管理実績として、「CAP」（College of American Pathologists：米国臨床病理医協会）施設診査基準認定を受けていることが確認できる書類
- (15) 精度管理実績として、「ISO15189」の施設診査基準認定を受けていることが確認できる書類

- (16) 医療関連サービスマークの認定を受けていることが確認できる書類
 - (17) 衛生検査所の登録証明書の写し
 - (18) 過去 2 年間に沖縄県内の医療機関等において、検体検査業務を誠実に履行した実績
が分かる書類
- 2 公告に定める日までに入札参加資格審査申請書兼参加申込書及び前号で定めた必要書類を提出しない者、又は入札参加資格要件を満たしていないことが確認された者は、当該入札に参加することができないものとする。

(入札参加資格審査)

- 第 6 条 入札参加資格審査は、前条第 1 項に規定する資格審査書類により、保健総務課長が行うものとする。
- 2 入札参加資格要件の審査結果は、申請者に対して、入札参加資格審査結果を通知するものとする。
 - 3 入札参加資格要件を満たすと判断できた業者は、「那覇市保健所臨床検査業務委託入札参加資格名簿」に登録し、登録有効期間は登録の日から 1 年経過後の最初の 3 月 31 日までとする。

(入札)

- 第 7 条 入札書は、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- 2 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。委任状には法人代表者の使用印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
 - 3 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
 - 4 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
 - 5 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(再度入札)

- 第 8 条 入札執行権者は、開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは直ちにその場所において再度入札を行うものとする。
- 2 再度入札の回数は、原則として 3 回を限度とする。

(入札秩序の維持)

- 第 9 条 市長は、入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をするおそれがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させることができる。

(入札の無効)

- 第 10 条 次の各号の一に該当する場合は当該入札を無効とする。
- (1) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
 - (2) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
 - (3) 郵送による入札
 - (4) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
 - (5) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (6) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (7) 日付を欠く入札、又は入札の年月日と合わない入札
 - (8) 記名押印を欠く入札（代表者印は使用印鑑届出印、代理人印は代理人の印）
 - (9) 入札書の表記金額の訂正、または入札書の金額や¥マークの記載がない入札
 - (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (11) 明らかに連合によると認められる入札
 - (12) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されない入札又はその金額が所定の金額に達していない入札
 - (13) 同一の入札について他の参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - (14) その他入札の条件に違反した入札

(落札者の決定)

第 11 条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、その他の者を落札者とすることができます。

- 2 落札しない場合は、入札書の投入を3回まで行うことができる。
- 3 落札者が決定したときは、その旨を文書又は口頭で落札者へ通知する。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 第 12 条 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。
- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に關係のない職員にくじを引かせる。

(落札後の手続)

第 13 条 落札者は、第11条第3項の通知を受けた日から7日以内に契約書その他契約に必要な関係書類を提出しなければならない。

(公正な入札の確保)

第 14 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行なってはならない。

- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならぬ

い。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、公告の日平成26年2月21日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年7月27日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年2月9日から施行する。